

# 治安防犯学の提唱

掛谷英紀

kake@esys.tsukuba.ac.jp

筑波大学

**概要** 安全で安心な社会作りは、現在の大きな社会目標の一つになっている。その目標を実現する手段として、自然災害に備える土木建築工学などの分野、および人間の過失による人工物を介する災害を防ぐ信頼性工学や安全工学などの分野に重点がおかれてきた。しかし、これらの分野ではカバーされていない問題として、人間の悪意に基づく攻撃による被害がある。そういった人間の悪意による危険に対する対処法は、今まで学問として十分体系化されてこなかった。本論文では、人間の悪意から人間を守ることを目的とした知識体系として、治安防犯学の概念を提唱し、それをいくつかの実例をもって具体化することを試みる。

**キーワード:** 悪意、治安、防犯、安全、安心、リスク、工学

## 1. 背景

最近、「安全・安心」あるいは「リスク」といったキーワードで社会的話題が論じられる機会が増えている。高度経済成長期の科学技術は、主に利便や快適さを追求していたといえる。利便や快適さの追求がほぼ飽和に達しつつある現在、環境保護と並んで台頭してきたのが安全・安心の概念であるとみることができよう。

しかし、安全・安心あるいはリスク低減といった思想は何も新しいものではない。古代から、技術の進歩は安全・安心と利便・快適の両方を同時に追い求めてきた。実際、最も歴史の古い工学の一つは治水を中心とする土木技術であろう。これは古代エジプトの歴史にも、古代中国の歴史にもつづられているとおりである。また、病気と闘うための医術、飢饉と闘うための農業技術も安全・安心の追求を目指した歴史の古い分野である。これらは全て、自然の脅威に対抗するために蓄積された知恵と技術であるということができよう。

その一方で、比較的新しい分野として、信頼性工学などに代表される、人間の過失を原因とするリスクに対処するための学問がある。信頼性工学が生まれた背景には、人間の手による人工物の多様化および巨大化により、人工物製作時のミスや人工物使用時のハンドリングの誤りが、大きな災害をもたらす

状況が生まれたことがある。現在の安全・安心志向は、まさにこの流れの延長線上にあるといえるだろう。

伝統的な工学の進展により、19世紀までに自然の脅威がかなりのレベルまで克服されるようになり、また、信頼性工学等の新たな工学分野の成果により、20世紀終盤には人工物のリスクもかなり低減されてきた。もちろん、これには異論もある。たとえば、山田昌弘著「希望格差社会」[1]は、冒頭でリスクの定義を述べ、現在は昔よりも社会的リスクが増大していると指摘している。しかし、数値的に分析するとリスクが大きく低減している事項の方が多い。

たとえば、非人工物の脅威についていえば、水害による死者数は60年前に比べると2桁、30年前に比べると一桁違うレベルまで減っている(図1)[2]。また、医療の進歩で出産時の母体のリスクも30年前より大幅に減っている[3]。一方、人工物の脅威についても、安全・安心は増大している。最近パロマのガス器具不具合による事故が話題になったが、それでも昔に比べればガス事故による中毒死も大幅に減少している(図2)[4]。また、ここ数年、交通事故による死者数も減少している[5]。

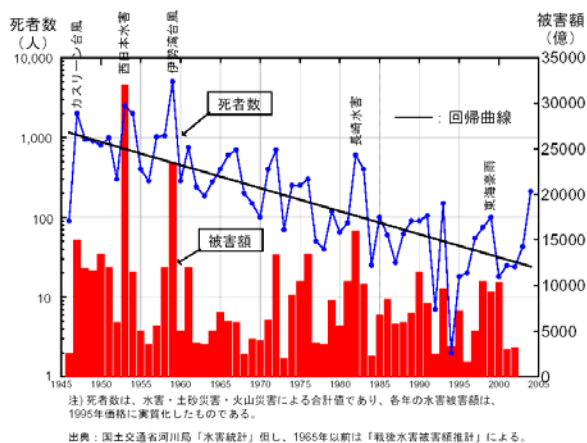


図1 水害による被害額・死者数の推移[2]

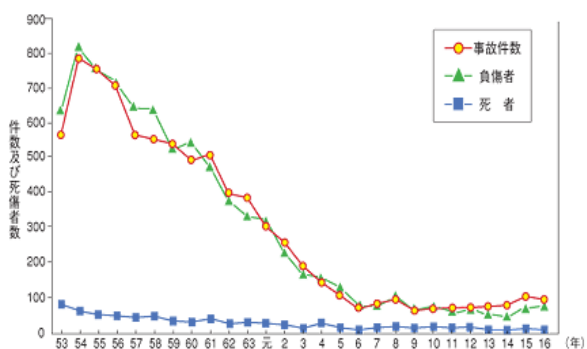


図2 LPガス事故発生件数と死傷者数の推移[4]

人は過去存在したリスクを忘れ、今あるリスクの方に注目する。また、リスク要因が減少すればするほど、残ったリスクに対する情報価が相対的に上昇することから、心理的な意味での「リスク」は確かに増大しているかもしれない[6]。しかし、それを以って、現在は20～30年前よりもリスクが増大した社会であると主張するのは、学術的に健全な議論ではない。

多くの人にとって、安全・安心な社会が実現しているように感じられないもう一つの大きな要因として、人間の悪意に基づく災難への対策において、進歩が見られていない点が挙げられよう。振込み詐欺被害の頻発、姉歯建築士の耐震偽装事件、保険会社の保険金不払いなどに象徴されるように、人を信頼することで大きな被害を受けるケースが増えている。実際、統計的に見ても、犯罪数は増加傾向にある[7]。

悪意がもたらす人災の歴史は非常に古い。戦争、殺人、傷害、窃盗などは有史以前から存在していた痕跡がある。それらを防ぐにはどうすればよいかというテーマは、思想として取り扱われたことは何度もある。しかし、それを科学の対象としようという試みは

今まで十分なされてこなかった。信頼性工学においては、人災の防止を研究対象としていたが、人災の原因として人間の過失や怠慢が主に想定されており、悪意というヒューマンファクターはほとんど無視されてきたのである。そこで、悪意のもたらす人災に対して科学的な視点に基づく研究を行う新領域として、筆者は治安防犯学を提唱する(図3)。

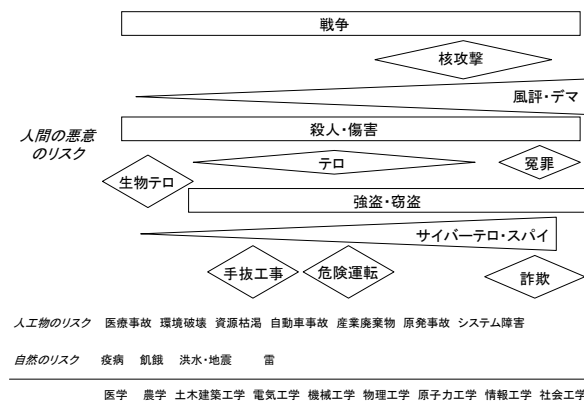


図3 人間の悪意のリスクを対象とする治安防犯学の位置づけ

これまで、人間の悪意を前提に物事を考えるという発想は日本ではあまり馴染みがない。欧米では、スコット・ペック著「平気そうそをつく人たち」[8]など、人間の悪意の問題に正面から向き合う議論がある。これは、キリスト教の「原罪」の考え方を背景にしているといえよう。しかし、この種の思想は、日本の文化にはあまり根付かなかった。実際、日本では孟子[9]やルソー[10]のような性善説に基づく哲学が絶大な人気を博している。

たとえば、武田鉄矢氏の曲「贈る言葉」に、「信じられぬと嘆くよりも、人を信じて傷つくほうがいい」というフレーズがある。このような歌詞が多くの日本人に素直に受け入れられている点は注目に値しよう。あるいは、童謡に「森のくまさん」という曲がある。これはもともとアメリカ民謡なのであるが、原曲の詞と日本語の詞が、途中から大きく意味を違える。日本語の『森のくまさん』は、結果的にくまさんは、落とし物を拾って渡そうとしてくれたいい「人」で、最後は一緒に仲良く踊るといふ展開である。一方、英語の『森のくまさん』は、最後までくまから逃げ続ける。この訳詞ならぬ作詞の意図はわからないが、訳詞(作詞)の馬場祥一氏が、性善説基調の日本人がより馴染みやすいようにとの意図で、詞の展開を変えてし

まったのではとの憶測も成り立つ。

このように、日本に「信じる文化」が根強くある背景には、日本が島国であり、農耕民族国家であることの影響があるだろう。移動の少ない社会においては、人を騙した場合、その仕返しに合う可能性が高い。そのような環境下では、人を騙さないこと、人の信頼に応える行動が促される。よって、人を信じる生き方に十分な合理性が存在していたのである。このような人的流動性の低さは、産業化後も終身雇用といった形で存在し続けてきた。そのため、ごく最近まで、「信じる文化」をベースに生きることにあまり不都合はなかったと考えられる。

ところが、特にこの10年、日本では人的流動性を急激に増加した。終身雇用制は崩壊し、グローバル化も急速に進んだ。その結果、裏切る、あるいは騙すといった行為が長期的にもペイするケースが増えたのである。最近明るみになっているさまざまな不祥事も、実は氷山の一角に過ぎない可能性は高い。その意味でも、今の日本において、人間の悪意を正面から捉える学問の必要性が高まっているといえるだろう。

## 2. 信用性工学の提唱

### 2.1 信頼性工学の問題点

信頼性工学においては、人災における対象の個別性を超えて、人間の過失に共通するエッセンスを抜き出すことで、学問としての成功を収めた。人災の現場は、発電所であったり、工場であったり、さまざまであるが、それらの現場に共通して使える知識体系を作り上げたのである。では、人災の中で悪意に基づくものに対しても、信頼性工学の延長で論じることが可能であろうか。

信頼性工学では、人間の過失を自然災害と同様に確率的な現象であると捕らえる。しかし、人間の悪意の場合、それは人間の意図に基づくものであり、確率モデルでの議論には馴染まない面も多い。実際、伝統的な信頼性工学の考え方に基づいた結果、判断を誤った例として、住基ネット導入時における、一部の学者たちによる安全性の議論がある。

この議論が最も盛り上がったのは、2002年8月に住基ネットの試験的稼働が始まる前から、2004年1月に公的個人認証サービスが開始されるまでの間である。当時、住基ネットが個人情報漏洩に結びつくとして、メディアを中心に激烈な反対が繰り返された。その結果、東京都杉並区、

東京都国分寺市、福島県矢祭町は住基ネットへの参加を拒否するに至った。また、横浜市では、希望者のみの参加とする市民選択制度をとることになった。

大きな論争を巻き起こした住基ネットも、稼働開始後はほとんど話題に上ることがない。この現状については二つの見方ができる。ひとつは、話題にならないということは、利用が進んでいないのであるから、巨額の予算を投じて導入する価値はなかったのではないかという見方である。ただ、利用が進んでいないのは、ネガティブ・キャンペーンの後遺症という面もある。もうひとつの見方は、あまり話題にならないということは、安全上問題がなかったのだろうという考えである。最近、民間企業の保有する個人情報流出の事件は相次いでいるが、住基ネット絡みの目立ったケースは出ていない。この結果を直視すれば、学者やメディアは住基ネットよりも民間企業の個人情報対策についてより強いメッセージを送るべきだったのに、それを怠ったと言えるだろう。そこで、住基ネットの安全性について総務省と激しく対立した長野県のケースを例に、当時の学識者たちによる議論を検証してみることにしよう。

### 2.2 住基ネットのセキュリティ論争

長野県の住基ネット反対において、学術的理論武装を担当したのは、2002年12月に発足した長野県本人確認情報保護審議会である。同審議会は、2003年5月28日に、第一次報告を発表し、当面の住基ネットからの離脱を県が速やかに行うべき「必要な措置」と結論づけた。その主な根拠となったのが、ネットワークのセキュリティ確保が不十分であること、および十分なセキュリティを確保するための手当てには莫大なコストを要することであった。

この審議会の動きが最も注目を集めたのは、住基ネットワークの安全性を点検するための侵入実験である。2003年の9月、長野県により第1回の侵入実験が行われた。10月1日には共同通信社が、同2日には毎日新聞社が、実験の結果、インターネットを通じ、外部から市町村の住基ネットに侵入できることがわかったと報じた。ところが、後にこれは誤報であったことがわかる。実際に成功したのは、住基ネット開始以前から運用されていた各市町村の住民基本台帳サーバへの侵入で、住基ネット本体への侵入には成功していなかったことが判明した。

10月になると、今度は総務省が自ら独自に侵

入実験を実施し、システムの安全性に問題はなかったとの結果が、朝日・読売の両紙で報じられた。これに対し、長野県側は、11月に第2回の侵入実験を行い、今度は住基ネットにおいて自治体間での情報のやりとりを担当するコミュニケーション・サーバへの侵入に成功したと発表した。この発表に対し、今度は総務省側が、サーバに侵入できたからといって、住基ネットの個人情報を盗み見することはできないと反論した。この長野県と総務省の泥仕合は、メディアでもしばしば報じられた。

2004年1月、住基ネットの公的個人認証サービスが開始された。その直後の同年2月から3月にかけて、ヤフーBB、ジャパネットたかたと相次いで大規模な個人情報流出事件が発覚した。その後も民間企業の管理する個人情報流出事件が相次いで報道され、日常茶飯事化しているが、ほとんどのケースで内部流出の可能性が高いとされている。このような現状をみると、ネット経由の侵入のみのこだわった長野県の実験は、マスコミの言うところの「税金の無駄遣い」に該当するともいえるだろう。では、長野県の審議会はどこで議論を間違えたのであろうか。

### 2.3 悪意に対するセキュリティ

コンピュータへの外部からの侵入のような、技術的に高度な犯罪の場合、出てくる用語も難しいので、他の犯罪と全く異質の犯罪であるかのような誤解を受けがちである。しかし、たとえば盗み出すという点については、空き巣やスリなどの窃盗と同じである。よって、情報犯罪にも空き巣やスリとのアナロジーで考えられる部分はある。そこで、空き巣を例にとりて考えてみることにする。

家に空き巣に入られないようにするために、絶対家に入れないようにするには、玄関の鍵を三重・四重にし、窓も全部防犯ガラスにするなどの厳重警備策も一つの方法である。しかし、それで絶対安心なわけではない。防犯ガラスも、5分かければ普通の道具で破ることは可能である。ただし、侵入に時間がかかれば、誰かに見られるリスクが増える。よって、より侵入の容易なところを狙うだろうとの期待から、防犯対策はとられるのが普通である。もし、日本中の家が防犯ガラスになれば、手早くそれを突破する道具を泥棒たちは作り出すだろう。こう考え出すと、絶対入れない家を作るには無限に費用がかかることになる。従来の工学の考え方でいくと、安全対策のために無限に費用をかける必要があることになる。

しかし、ここで忘れてはいけないのは、空き巣をする側も人間であるということである。家を頑健にしていけば、それを突破するために泥棒側もコストを多く負担することを強いられる。10万円を盗むのに100万円の装備が必要だとすれば、誰も盗みは働かない。

泥棒にとってのコストは、装備に要する費用だけではない。捕まってしまうと、そのコストは甚大となる。であるから、たとえ侵入が容易であったとしても、捕まるリスクが高いようなところに忍び込むことはしない。極端な話、たとえ玄関の鍵も窓の鍵もすべて開け放している家でも、家のいたるところに監視カメラが配置されているような家には、自分が誰か絶対に分からないような格好をしなれば、泥棒は侵入できない。

空き巣から少し話を広げて、会社に侵入して機密書類を盗むことを考えてみる。会社の場合は警備も厳重である。身分証明書がなければ中に入れない。守衛にも顔を見られ、監視カメラで記録もされる。よって、自分が誰か分からないような格好で中に入っていくことはできない。ここで、機密書類を盗み出すための常套手段は、内部の人間、あるいは外部の人間でも普段そこに出入りしている人を買収して、所望の書類を盗ませるというやり方である。こうなると、出入り口をいくら厳重に管理しても、何の効果もなくなってしまふ。

この話を住基ネットの安全性に対応させて考えてみる。まず、住基ネット内で管理される情報は本人確認情報と呼ばれる個人を特定するための情報、および付随情報と呼ばれる、本人確認情報の変更履歴である。本人確認情報は住民票コードと、氏名、生年月日、性別、住所で、付随情報は変更年月日と変更理由を含む。もちろん、これらの情報は大量に盗み出せばそれなりの価値を生みそうだが、民間企業で管理されている情報に比べると、その利用価値は低く留まる。民間企業のデータベースでは、電話番号、電子メールアドレス、さらには購買記録などが付随している場合もあり、商売上はこちらの方が利用価値が高い。同じ空き巣に入るならば、価値の高いものを盗める方に入るという「泥棒の常識」で考えれば、魅力的な個人情報を隠し持つ民間企業が優先的に狙われることは予想できる範囲だったといえよう。

また、泥棒に入って「足がつく」リスクという点について考えよう。ネットワーク経由での侵入は、「足がつきにくい」と誤解されがちだが、どのコンピュータから侵入したかなどの記録が残ってしまうリスクがある。それよりは、内部の人間

を買収した方が、より「安全に」情報を盗み出せる可能性がある。住基ネットへの侵入実験では、侵入できたか否かのみが評価の対象になったが、実際のリスクを評価するためには、足がつかないように侵入できたか否かを判定する必要がある。ところが、長野県の実験ではその点は全く考慮されていないかった。

## 2.4 ゲーム理論に基づく信用性工学

前節の考え方は、確率モデルではなくゲーム理論的分析に基づいている。このように、意図的な行為を対象に議論を行う場合は、ゲーム理論的な考察が必要不可欠となる。

防犯の対策をすれば、それに対抗して犯罪者も戦略を練ってくる。そういった犯罪者の戦略的試行をも先取りし、犯罪を行うという行為がコスト的にペイしないような環境を作り出す方法を考えるという発想で、悪意に対するセキュリティを設計していく考え方を、著者は信用性工学と名づけている。

## 3. 治安防犯学の実際

### 3.1 ユビキタスから電子村社会へ

治安の悪化を背景に、企業から一般家庭にいたるまで、より強固な防犯対策が施されるようになってきている。その防犯策は主に防御に重点をおいている。しかし、前章で述べたゲーム理論的な考え方に基づくと、防御のみに集中した対策には大きな欠点があることが分かる。犯罪者の立場からすると、一部の企業や家庭が防犯策を強めても、防犯策の手薄い企業や家庭を新たなターゲットにするだけで、社会全体としては犯罪は減らないことになる。

ゲーム理論的に考えると、発生する犯罪件数を減らす方策は2つある。一つは、失業対策、労働条件の向上などにより、真面目に働くよりも犯罪をする方がペイする立場の人を減らすというアプローチである。もう一つは、犯罪者検挙率を高めるとともに刑の厳罰化により、犯罪を続けることがペイしない戦略となる社会状況を作ることである。これらの中で、犯罪者の捕獲率を向上するという点については、工学が貢献できることも多々あると考えられる。

たとえば、警告により犯罪者を追い払う現在主流のセキュリティ対策に加え、犯罪者を誘い込んでおき、侵入に成功した瞬間にそこから出られなくなる「泥棒ホイホイ」のトラップを仕込む施設

や家庭をばら撒いておくというのは、犯罪者にとっては大きな脅威となるだろう。ただし、この対策は、泥棒捕獲に巨額の報奨金がない限り、個々人が自発的にコスト負担をして採用する性質のものではないので、自治体主導の取り組みが求められる。

より現実的な犯罪者捕獲策の一つが、監視カメラの増強である。実際、監視カメラ映像が決め手となり、犯人の捕獲に成功したケースは多い。ただ、監視カメラの増設については、プライバシー侵害のリスクが必ず対になって語られる。

マスコミなどで紹介される監視カメラの設置の是非の議論は、安全優先かプライバシー優先化の二元論に基づいていることが多い。その二元論は、プライバシー保護に配慮した監視カメラの設置・運用方法がないことを暗黙の前提にしているが、その前提は必ずしも正しいとはいえない。たとえば、最近の情報技術に秘密分散とよばれるものがある。これは、画像復元のための情報を多数で分散してもっておき、一定の人数以上が情報提供をしない限り、もとの画像を復元することができないというものである。この秘密分散技術に基づく監視カメラの増設であれば、多数が集まらない限り、監視カメラ映像の「覗き見」をすることは不可能であり、また、多数のデータベース端末を同時にハッキングしなければ、監視映像を盗み出すこともできない。この種の技術の導入で、プライバシーを保護しながら監視カメラを増設することは十分可能なのである。このように、「壁に耳あり障子に目あり」ではないが、街中に電子の目と耳を張り巡らせるという考え方は、現在の社会目標の一つになっている「ユビキタス社会」のインフラによって実現可能である。つまり、「ユビキタス社会」の到来は「電子村社会」の到来ともなりうるのである。

ただし、監視一辺倒のポリシーが常にベストなわけではない点には留意しておく必要がある。たとえば、飲酒運転がその例である。2005年8月に発生した飲酒運転による福岡の惨事以降、飲酒運転による交通事故はもとより、検問での摘発だけでも実名報道の対象となり、さらに飲酒運転発覚時は雇用主は当該者を解雇しなければならないような風潮まで生まれている。

もちろん、飲酒運転犯に応分の厳しい処分はするのは当然であるが、数ある危険運転の中で、飲酒運転のみがバッシングの対象となり、他のもっと悪質な危険運転の問題が無視されているという問題がある。監視一辺倒のポリシーが抱える最大

の問題は、このように一部の悪意のみに厳しい監視が行き、他の悪意が野放しにされる事態が発生する点にある。

たとえば、現在、悪質なスピード違反は野放しの状態になっている。制限速度を30 km/h以上オーバーすれば即免停のはずであるが、実際にはその種の速度違反をする暴走車が見られるのは日常茶飯事である。前日の酒が残っていて摘発される酒気帯び運転と、この種の暴走行為とを比べれば、後者の方が圧倒的に悪質な行為であろう。実際、自動車死亡事故の原因別件数を見ると、速度違反が酒酔い運転の5倍にも上っている(図4)。にもかかわらず、スピード違反をした人間を解雇しろというような議論は全く行われていない。

さらに、飲酒運転バッシングにおいて、マスコミは飲酒運転を行った者を雇用している企業に対する批判はしているが、自動車売っている企業に対する批判は全く行っていない点も注目になる。自動車が使われて起きた事故なのであるから、それを売った企業の安全対策の不十分について、その責任は論じられて当然であるが、その種の議論は全く見られない。

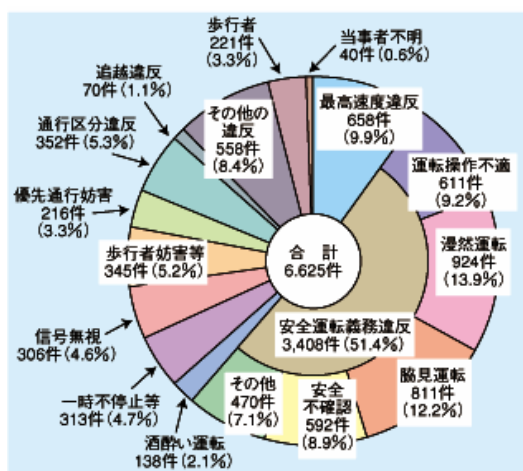


図4 平成17年における第一当事者の法令違反別自動車死亡事故発生件数(交通安全白書) [5]

福岡の惨劇を予防する上で、自動車メーカーがとれる対策はあった。最近、飲酒運転防止という、運転開始時に息をチェックするといった装置が話題になっているが、この対策には抜け道が多数ある。それよりも、現時点でとれる対策はある。たとえば、ETCがこれだけ普及した現在、自動車が高速道路を走っているのか、それ以外の道路を走っているのか自動車が識別できる状況になっ

ているのであるから、高速道路以外の走行状態では時速60 km/h以上のスピードが出ないようなプロテクションをかけるぐらいのことは、今すぐにも実行に移せる。このように、監視以前に、悪意に基づく行動を封じ込める技術的な対策をとることができる場合は、その策を講じる方がより高い安全確保につながる。

### 3.2 無罪証明システム

犯罪者に厳しい方策が語られるとき、必ず出てくる反論が冤罪のリスクである。たしかに、犯罪者に厳しくした結果、無罪の人を犯罪者にしてしまうことはあってはならない。

たとえば、最近痴漢冤罪が大きな社会問題になっている[11-14]。家族や仕事を持つ真面目な市民が「被害者」と称する女性の軽率な思い違いや意図的な陥れによって、ある日突然、犯罪者として扱われる。犯罪者扱いされる男性達は、捜査手続きの中で不安と屈辱の日々を送り、受忍の限度をはるかに超えた時間の後に、ようやく身体の拘束を解かれるという事態に遭遇する。

痴漢事件の被害者は、被害に遭ったことを言うににくい。女性が恥を忍んで訴え出たのだから、間違いという観念がほとんどの裁定の根底にあると考えられる。さらに鉄道警察隊が中心となり、1996年にはじめた「痴漢性犯罪撲滅キャンペーン」が痴漢冤罪に拍車をかけている。

この問題に対して、最近広く普及したのが女性専用車両である。女性専用車両は、痴漢対策・痴漢冤罪対策を建前の理念としている。しかし、現在の女性専用車両は、明らかにその理念を逸脱している。

本来、痴漢・痴漢冤罪をなくすには、男女を完全に分離して乗車させることが必要である。しかし、現在の女性専用車両はその条件を満たしていない。現状の運用では、性別にかかわらず法の下での平等が保障されることを謳った憲法14条に反するおそれがあるだろう。

痴漢冤罪については、電車以外の場所を舞台としたケースもある。最もひどい実例の一つとして挙げられるのが、2005年12月に発生したつくばエクスプレス守谷駅付近での誤認逮捕事件である。このケースで、被害者は「前日に会った痴漢に似ている」という女子高生の曖昧な供述だけで誤認逮捕され、アリバイが完全に立証されるまで15日間も拘留されたという。

このような痴漢冤罪をはじめとする冤罪対策として考えられるのが、自分の行動記録の証拠を自

分でストックしておくという考えである。具体的には、カメラとマイクを持ち歩き、記録したデータを保存するのである。こうすれば、誤認逮捕された場合も、すぐに自らの無罪を証明される。また、個人個人が自らの行動記録を保存するので、監視カメラで問題となるプライバシー侵害の心配もない。

筆者らは、痴漢冤罪対策として、電車内などの混雑した場所でも自らの無罪を証明できるカメラの配置方法などを研究している(図5、図6)[15]。記録そのものは十分可能であることが分かったが、実用的には、カメラ装着の手間の問題をどうするかが今後の課題となっている。

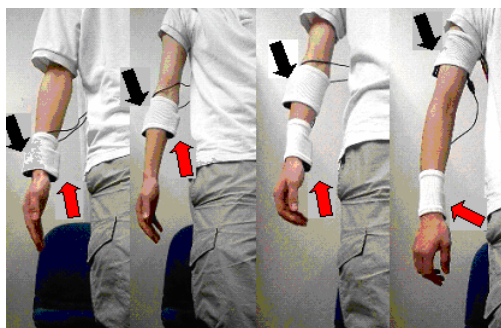


図5 無罪証明カメラを装着した様子



図6 無罪証明カメラの映像(上から)①手首:手首 ②手首:腕 ③腕:腕 ④手首:肩

#### 4. まとめ

本書では、治安防犯学の概念の提唱を行った。それを支える理論として、従来の確率モデルをベースとする信頼性工学に代わり、ゲーム理論を基軸とする信用性工学の概念を導入することの必要性を、個人情報漏洩問題の実例をもとに議論した。また、治安防犯学の実例として、プライバシーを保護できる監視カメラの実施形態と冤罪防止のための個人行動記録について紹介した。

#### 参考文献

- [1] 山田昌弘 (2004) 希望格差社会, 筑摩書房.
- [2] 水害統計, 国土交通省河川局.
- [3] 母子保健の主なる統計, 厚生労働省.
- [4] LP ガス読本, 日本LPガス団体協議会.
- [5] 交通安全白書平成18年度版, 内閣府編.
- [6] 中谷内一也 (2006): リスクのモノサシ, NHK ブックス
- [7] 平成17年版犯罪白書, 法務省
- [8] スコット・ペック (1996): 平気でうそをつく人たち, 草思社.
- [9] 孟子<上・下>, 岩波文庫.
- [10] ルソー: エミール<上・中・下>, 岩波文庫.
- [11] 鈴木健夫 (2004): ぼくは痴漢じゃない!—冤罪事件643日の記録—, 新潮文庫.
- [12] 池上正樹 (2000): 「痴漢「冤罪裁判」男にバンザイ通勤させるのか!」, 小学館文庫.
- [13] 痴漢えん罪被害者ネットワーク (2002): STOP! 痴漢えん罪 13人の無実の叫び, 現代人文社.
- [14] 長崎事件弁護団 (2001): なぜ痴漢えん罪は起こるのか 検証・長崎事件, 現代人文社.
- [15] 石川壯之助 (2006): 装着型無罪証明カメラの研究, 筑波大学工学システム学類卒業論文.

# プライバシーの実態

鈴木研悟<sup>[1]</sup> 清水航士<sup>[2]</sup> 染谷勝彦<sup>[3]</sup> 掛谷英紀<sup>[4]</sup>

E-Mail: <sup>[1]</sup> nevermore-poe@mtd.biglobe.ne.jp

<sup>[2]</sup> baby\_gang82@hotmail.co.jp

<sup>[3]</sup> someya@wslab.risk.tsukuba.ac.jp

<sup>[4]</sup> kake@esys.tsukuba.ac.jp

筑波大学大学院 システム情報工学研究科

**概要** プライバシーの問題を論じる際には、個人情報了他者に提供したり利用されたりする、一般の人々の視点が必要不可欠であると考えられるが、従来の議論・研究において、この点に着目したものは少ない。本研究では、アンケート調査をもとに、個人情報の取り扱いに対する人々の感じ方を分析し、従来の議論と比較した。その結果、人々は、一部の論者が指摘するよりは監視されることに対して寛容であり、個人情報提供の利点を評価していることがわかった。また、この感じ方は、監視する側・される側が誰であるかによって、大きく異なっていることもわかった。

## 1. はじめに

プライバシーという言葉が日常的に用いられるようになって久しいが、それが具体的に何を指すかについては、いまだ明確な答えが出ていない。

現時点でもっとも有力な学説は、プライバシーを「自己情報コントロール権」と捉えるものとされているが<sup>[1][2][3][4]</sup>、それすらも、広く世に認められた定義であるとは、決していえない。

実際、自動車ナンバー読み取りシステム(Nシステム)の合法性を争った裁判<sup>[5]</sup>において、この「自己情報コントロール権」は、「抽象的かつ不明瞭であり、その具体的な権利内容、根拠規定、主体、成立要件、法律効果等のいずれも不明であり、権利ないし法律上保護に値する利益として認めることはできない」と切り捨てられており、少なくとも、法律によってその存在を保証されたものでないことがわかる。

一方で、プライバシーの侵害を争点とする議論は、日常的に行われている。その具体的な例として、監視カメラの問題が挙げられるが、推進派と反対派の間に、論点のずれがある印象は否めない。

推進派は、人権侵害の可能性に言及しつつも、監視カメラの設置・運用を合法とした過去の判例を元にその正当性を<sup>[6]</sup>、犯罪統計資料を元にその有効性を<sup>[7]</sup>、それぞれ主張し、個人のプライバシーがある程度犠牲になることは、治安維持のためにはやむをえない、という論を展開する。それに

対して、反対派が問題とするのは、自由や尊厳の侵害、およびそれに伴う精神的苦痛である<sup>[2][3][8]</sup>。先に挙げた「自己情報コントロール権」が侵害されること自体を問題とし、カメラ設置のプラスの側面、すなわち、犯罪の抑止効果に言及したものは少ない(むろん、例外はある<sup>[4]</sup>)。統計資料を用いた反論も散見されるが、賛成派ほど詳しい分析を示してはいないし、分析の結果を論旨に据えているわけでもない<sup>[2][8]</sup>。

プライバシーの厳格かつ一元的な定義を行うことは難しい。なぜなら、プライバシーの範囲を定めることは、個人の権利と公共の利益の境界を定めることと同義であり、時代や地域性の影響を少なからず受けるからである。

ゆえに、この種の問題を扱う際には当事者の見解が欠かせない。監視カメラの問題で言えば、実際に撮影の対象となる人々の価値観がそれに当たる。彼らが監視カメラの長所と短所をどのように捉えているか、これを踏まえずして議論を進めることは難しい。

ところが実際には、賛成派はカメラ設置による利便性を、反対派は監視による精神的苦痛を力説するだけで、一般の人々がそうした利便性や苦痛を本当に感じているのかどうかという検証がなされていない。両派の議論がかみ合わないのは、前提を共有していないがゆえである。

過去に、こうした議論の土台を築くために行われた調査の例として、東京都杉並区による「監視(防犯)カメラに関する区民意識調査・実態調査」



が挙げられる[9]。この調査は、同区が監視カメラの設置・運用基準を条例によって定めるのに先立ち、区民の意識を調査する目的で行われたものだが、回答者の9割以上が監視カメラの防犯効果を認めると同時に、その設置に前向きな姿勢を示すなど、人々が、反対派の論者が指摘するほどには、自由や尊厳の侵害に敏感でない事実を示した。

もっとも、この調査はあくまで監視カメラについてのものであり、プライバシーに関わる諸問題を網羅する類のものではない。また、監視カメラの定義が抽象的であること、特に、その管理主体が誰であるのかが明確にされていない点が、不満として残る。

本研究では、プライバシーに関する議論の土台を築くことを目的として、人々のプライバシー観の実態調査と分析を行った。

具体的には、第一に、問題を監視カメラに限定した上で、社会のルールや法に違反する傾向と、カメラへの抵抗感の関係を調べた。監視によってこうむる不利益の有無が、カメラへの抵抗感に影響を与える可能性を考えてのことである。同時に、監視カメラ反対論者の中に、国家権力に対する不信感をにじませたものが少なくなかったことから[2][3][8]、カメラの管理主体によって、人々の意識がどのように変化するかについても調査した。

第二に、監視カメラに限らず、日常生活の中で個人情報や他者に利用される個々の状況について、人々が、利便性と精神的苦痛のどちらを重視するかを調査した。さらに、人々の意識が、経験の有無、および精神的苦痛以外に想定している実害の有無によって変わるか否かを調べた。

## 2. 監視カメラへの意識調査

### 2.1. 方法

人々の、社会のルールや法に違反する傾向と、カメラへの抵抗感の関係を調べるために、アンケート調査と、その分析を行った。違反経験を直接聞くと正直な答えが返ってこない可能性を考えて、アンケートのタイトルを「学生の生活実態およびユビキタス社会への意識調査」とし、真に尋ねたい設問をダミー設問の合間にランダムに配置し、調査の目的を隠して実施した。回答者の主体は筑波大学の大学生・大学院生で、有効回答者数は125であった。解答者の内わけは図2.1、2.2の通りである。

### 2.2. アンケート結果

違反経験について尋ねた項目について、集計結果を示したものが図2.3～2.5である。

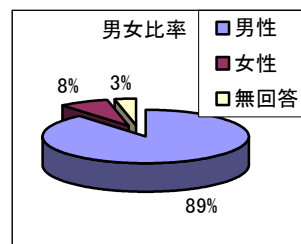


図2.1 男女比率

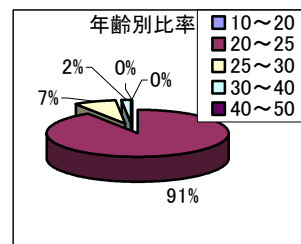


図2.2 年齢別比率

グラフの横軸は、各個人の違反頻度や程度を表した数値であり、高頻度・重度の違反を行っているほど大きくなる（以後、違反レベルと呼ぶ）。違反レベルの値は、アンケートの選択肢と一対一で対応している。例えば、自動車の飲酒運転については、

- 「したことがない」をレベル1、
- 「1,2度はある」をレベル2、
- 「時々ある」をレベル3、
- 「日常的にしている」をレベル4とした。

縦軸は、ある違反レベルの回答者のうち、監視カメラに賛成と答えた人の割合（以後、賛成率と呼ぶ）を表したものである。Police Cameraは警察、Enterprise Cameraは民間企業・団体が管理するカメラを意味する。

各設問についての傾向は、以下の通りである。

自動車のスピード違反、飲酒運転、NHKの受信料未払いの各項目については、管理主体が警察の監視カメラにおいて、違反レベルが大きくなるにつれて賛成率が下がっている。

定期券の貸し借り、ソフトウェア著作権侵害、P2Pソフトの使用の各項目については、民間企業・団体が管理するカメラにおいて、違反レベルが大きくなるにつれて賛成率が下がっている。

自転車の飲酒運転、交通機関の優先席の使用については、違反レベルと賛成率の間に、これといった関係は認められなかった。

### 2.3. 結果

得られた結果を解釈するために、同じ回答傾向を示している質問群に共通する項目を考えてみることにしよう。

まず、警察管理のカメラに対して抵抗感が見ら

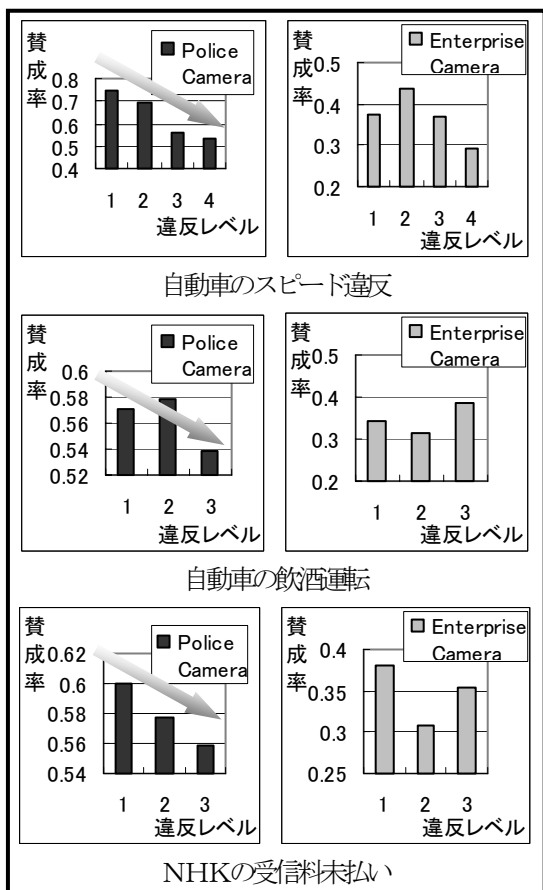


図2.3 警察管理のカメラに対して抵抗感が見られた項目

れる項目は、NHKを除くと警察が取り締まりの主体となっている事項である。NHKについては、現時点では警察が取り締まり主体とはなっていないが、未払いに罰則を設けるとい議論が現在行われているという点が心理的に影響している可能性も考えられる。

一方、企業管理のカメラに対して抵抗感が見られる項目は、全て企業が取り締まり主体となっている事項である。これらの結果から、違反レベルが上昇すると、その取締元が管理する監視カメラに対しては賛成率が下がるという傾向が出るという解釈することができる。

上記の分類にもれた自転車の飲酒運転と交通機関の優先席の使用については、前者はそれを悪いと思っていない人が多く存在するという可能性が高く、また、実際にこうむる罰が非常に小さいという実態もある。後者については、明確な罰が存在せず、日常的に問題となっていないということがある。他の項目と比較すると認識、実態ともに罪が軽いものであるということである。

以上の考察により、監視カメラの管理主体がルールや法の監督者である場合には、それに違反する傾向とカメラへの抵抗感には、正の比例関係が

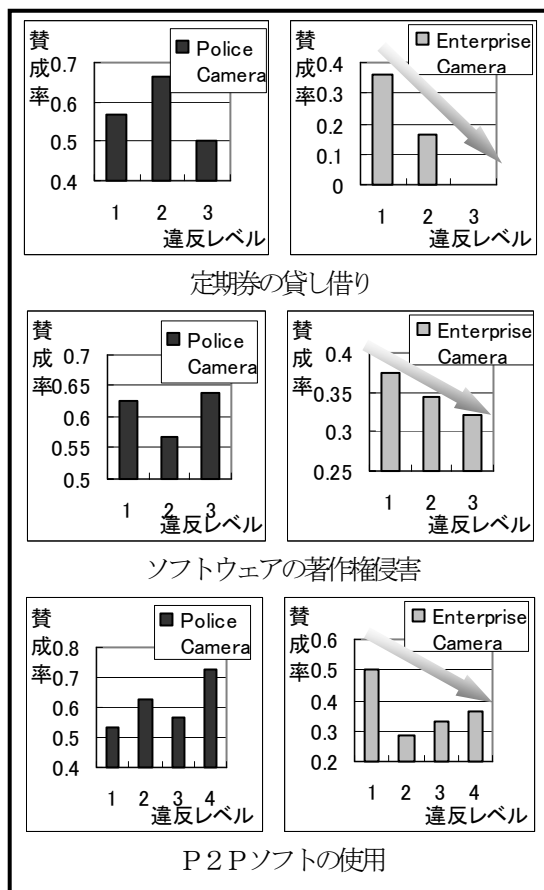


図2.4 民間企業・団体管理のカメラに対して抵抗感が見られた項目

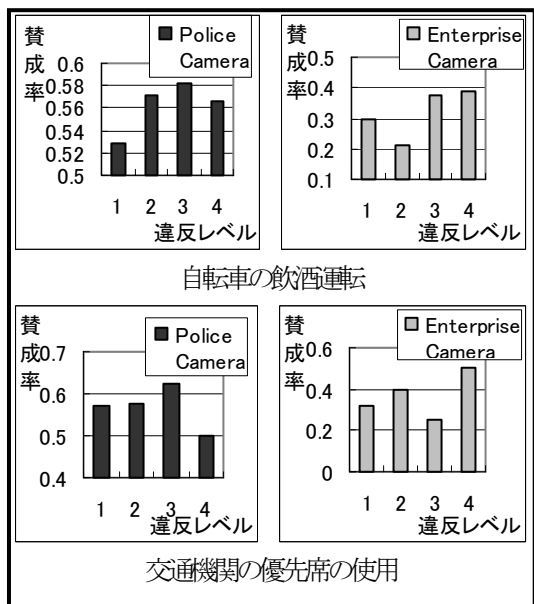


図2.5 どちらのカメラにも抵抗感が見られなかった項目

あることがわかった。

今回の調査では、ユビキタス社会における情報管理について30以上の設問(大半はダミーであるが)を用意したわけだが、その中から違反取締の

主体による情報管理のみを抜き出したときに、図のようなはっきりとした傾向が見られることは、特筆に価する。人々が、違反の取締元に対して無関心であれば、少なくとも、すべての違反に対してこのような傾向が偶然に出ることは考えにくい。

これまでも、監視カメラが有する犯罪への抑止効果の是非については賛否両論多くの見解が提示されている。しかし、それらのほとんどは重大犯罪の抑止効果に関する議論であった。今回の調査結果から、違反を犯す傾向のある人々が監視カメラを意識していることから、少なくともここで挙げた程度の軽度な違反に対しては、監視カメラが抑止力を持つと予想される。

### 3. プライバシー全体についての意識調査

アンケート調査と、その分析を行った。プライバシーの侵害に関する事例(全33種)を、大きく大問Ⅰと大問Ⅱに分類した。

大問Ⅰの各項目については、不快感、安心感、および経験の有無を聞き、大問Ⅱについては、不快感と充足感どちらが強いのか、および経験の有無を聞いた。大問Ⅰと大問Ⅱの違いだが、大問Ⅰの各設問が安心・安全のための情報提供を扱っているのに対し、大問Ⅱでは、それ以外の理由による情報提供・流出を扱っている。

また、大問Ⅲでは、人々が普段、プライバシー侵害による具体的な被害として、どのようなものを想定しているかを聞いた。

有効回答者数は239であった。回答者の内わけは、図3.1～3.3の通りである。

#### 3.1. 大問Ⅰの分析

##### 3.1.1. 全回答者を標本とした分析

19設問を回答の傾向で分類すると、表3.1のようになる。

##### <グループ1の分析>

このグループに属する設問に共通しているのは、以下の3点である。

- ①避けることのできない状況である
- ②監視の対象が個人である
- ③情報の提供が連続的である

①については、監視の対象が公道・店舗・ATMなどである場合に比べて、監視の強制力が強いことに起因すると考えられる。店舗・ATM・公道であれば、監視されたくなければ入らない自由があるが、職場・学校に通わないことは難しいし、携帯電話の所持が前提なりつつある今日では、それを持たない生活も考えにくい。人々は、強制的な

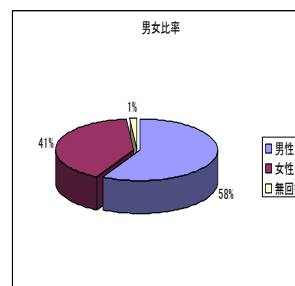


図 3.1 男女比率

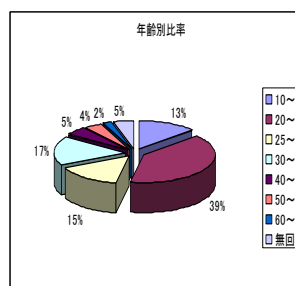


図 3.2 年齢比率

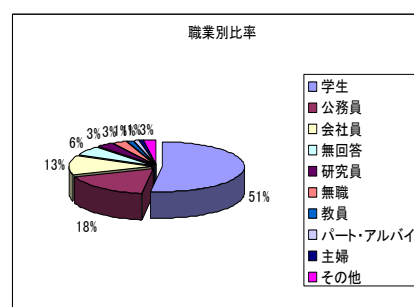


図 3.3 職業比率

監視・情報提供を不快と感じやすい、と推測できる。

②については、公道・店舗・ATMの監視が、その場所を訪れる不特定多数の人間を対象としているのと比べて、はじめから特定の個人を監視の対象としている、あるいは、個人を特定することが容易であることに起因すると考えられる。人々は、自分個人を対象とした監視・情報提供を不快と感じやすい、と推測できる。

③については、指紋・光彩・顔写真などの生体情報が、一度提供してしまえばそれ以上を求められることがない性質のものであるのに対し、カメラによる活動記録や通信データの記録が、監視が続いている限り永続的に情報の提供を強いられる性質のものであることに起因すると考えられる。人々は、無期限・無制限の監視・情報提供を不快と感じやすい、と推測できる。

以上の3つの条件を併せ持つ類の監視に対して、人々は不快感を覚え、また安心と感ずることができないのだと考えられる。

表 3.1 全回答者の傾向による設問の分類

グループ	回答の傾向	設問
1	不快感が強く 安心感が弱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職場における、事前通知のないメールの検閲 (設問 1)</li> <li>・職場における、事前通知のあるメールの検閲 (設問 2)</li> <li>・オフィス・教室の監視カメラ (設問 16)</li> <li>・携帯電話の記録 (設問 17)</li> </ul>
2	不快感が弱く 安心感が強い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園・大通りの監視カメラ (設問 3)</li> <li>・スタジアムの監視カメラ (設問 4)</li> <li>・自宅付近の監視カメラ (設問 5)</li> <li>・空港での顔写真 (設問 7)</li> <li>・空港での指紋・虹彩 (設問 8)</li> <li>・職場・学校での指紋・光彩 (設問 9)</li> <li>・自動車ナンバーの監視 (設問 12)</li> <li>・自動車ナンバーと運転者の監視 (設問 13)</li> <li>・金融機関の ATM (設問 14)</li> <li>・スーパー・コンビニの ATM (設問 15)</li> </ul>
3	不快感も 安心感も弱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・免許作成のための顔写真 (設問 10)</li> <li>・社員証・学生証のための顔写真 (設問 11)</li> </ul>
4	回答が 分かれる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知人宅内の監視カメラ (設問 6)</li> <li>・許可のない住所・電話番号の掲載 (設問 18)</li> <li>・許可のないメールアドレスの掲載 (設問 19)</li> </ul>

#### <グループ 2 の分析>

このグループに属する設問は、1 で挙げた条件のうち、少なくとも 1 つを満たしていない。

グループ 1 とグループ 2 の分析からいえることは、以下の 4 点である。

- 1) 人々は、単独の理由で個人情報の流出を不快と感じるわけではなく、自分に不利な複数の条件が重なったときにはじめて、それを不快と感じる。
- 2) その条件とは、グループ 1 の分析で挙げた 3 条件であり、これらすべてが満たされていない限り、多くの人々は、その監視・情報流出を不快とは感じない。
- 3) 上記の条件が満たされないときには、人々は逆に、情報提供による利点すなわち安全・安心の保障を、プラスの方向に評価することが多い。
- 4) 少なくとも、人々は、個人情報を提供すること自体に不快感を覚えているわけではない。また、監視の主体である警察、営利団体などに対して、

先天的な不快感を抱いているわけでもない。

#### <グループ 3 の分析>

このグループに属する設問は、先に挙げた 3 条件の③、すなわち連続的な情報提供を要求しないため、人々に不快感を与えないと考えられる。

また、これらの設問が人々に安心感を与えない理由としては、これらが安全保障のための情報提供というより、資格取得・組織加入のための手続きとしての意味合いを強く持つためと考えられる。すなわち人々は、これらの形式による情報提供を、社会生活を営む上で当然の義務と認識しているのである。

#### <グループ 4 の分析>

このグループに属する設問は、先にあげた 3 条件を満たさない。にもかかわらず、不快と答えた人が少ない理由は、情報を利用する主体が、情報提供者の知人であることに由来すると考えられる。

設問 6 についていえば、監視とは基本的に、信頼のおけない他者を牽制するための行為であって、言い換えれば不信感の表明である。一時的にしる、知人からその対象にされることを不快と感じるのは、人として自然な心理である。

また、設問 18・設問 19 についていえば、知人に対して、その個人情報を利用する際に一言断りを入れるのは、さしたる手間ではない。にもかかわらず、情報の利用者がその労力を惜しんだとすれば、一部の人々が不快感を覚えることは、十分に考えられる。

さらに、回答が分散した理由についても、以下のように説明できる。情報利用者が国家や企業であれば、人々は設問に対して共通したイメージを持ちやすいが、知人に個人情報を利用されるという想定・経験は、人々が、誰に対して情報を提供することをイメージするかによって、大きく変わってくる。この、回答者のイメージの不一致が、回答の分散を招いたと考えられる。

#### 3.1.2. 回答者を属性別に分けた分析

回答者を、経験の有無、学生・社会人別、性別・年齢別、の 3 通りの方法で分類し、回答の傾向に違いが出るか否かを分析した。

#### <経験の有無>

各設問について、経験の有無が不快感・安心感に影響を与えているか否かを分析した。具体的には、全回答者を

- 1) ③に (ア) または (イ) と答えた人々
- 2) ③に (ウ) と答えた人々

の2グループに分け、回答の分布の違いを調べた。

ほとんどの設問について、それを実際に経験した、あるいは経験した可能性が高いと考えている人々は、そうでない人々に比べて、不快感を抱くことが少なく、同時に、安心感を抱くことが多い。

その理由としては、以下のような説明が可能である。つまり、人々は未知の事象に対して不安感や恐怖感を持ちやすいが、同じ事象を繰り返し経験することで次第にそれに慣れていき、不安や恐怖を感じないようになっていくのではないかと。

#### <学生・社会人別>

各設問を回答傾向の違いで分類すると、表3.2のようになる。

一般に社会人は、学生より多くの経験を積んでいるはずであるから、学生より多くの設問に対して肯定的な傾向を示すのは、予測できた結果である。

しかしながら、一部の設問について、社会人のほうが学生より否定的な傾向を示すことがわかった。その原因は必ずしも明らかではないが、少なくとも設問18・19については、社会人が学生より、セールスの電話や訪問販売の対象になりやすいことが、理由として考えられる。流出した名簿・住所録が、これらの商法の情報源になっている可能性を考えて、無許可での情報提供に、慎重になっているということである。

#### <性別・年齢別>

各設問について、性別・年齢の違いが不快感・安心感に影響を与えているか否かを分析した。具体的には、全回答者を

- 1) 30歳以下の男性
- 2) 30歳以下の女性
- 3) 30歳以上の男女

に分け、回答の分布の違いを調べた。

30歳以下の人々を性別で分けたのは、若い女性が犯罪の被害者となりやすい現状を考えてのことである。

各設問を回答傾向の違いで分類すると、表3.3のようになる。

グループ1に属する設問については、若い女性のグループが、他のグループより強い不快感を抱き、また安心と感ぜない傾向にある。これらの設問のみに共通する要素は特に見当たらないが、若い女性が、男性や他世代の女性より、個人情報の扱われ方に対して敏感であることがわかる。

グループ2に属する設問については、若い男性のグループが、他のグループほど不快感を抱かず、また安心と感ぜる傾向にある。これらの設問のみ

表3.2 学生・社会人で回答の傾向が違う設問

グループ	回答の傾向	設問
1	社会人が肯定的な傾向を示す	・職場における、事前通知のあるメールの閲覧(設問2) ・公園・大通りの監視カメラ(設問3) ・知人宅内の監視カメラ(設問6) ・自動車ナンバーの監視(設問12) ・オフィス・教室の監視カメラ(設問16)
2	社会人が否定的な傾向を示す	・自宅付近の監視カメラ(設問5) ・許可のない住所・電話番号の掲載(設問18) ・許可のないメールアドレスの掲載(設問19)
3	差異がない	その他の設問

表3.3 性別・年齢別で回答の傾向が違う設問

グループ	回答の傾向	設問
1	若い女性が特徴的な傾向を示す	・職場における、事前通知のあるメールの閲覧(設問2) ・公園・大通りの監視カメラ(設問3) ・知人宅内の監視カメラ(設問6) ・空港での顔写真(設問7) ・携帯電話の記録(設問17) ・許可のない住所・電話番号の掲載(設問18) ・許可のないメールアドレスの掲載(設問19)
2	若い男性が特徴的な傾向を示す	・スタジアムの監視カメラ(設問4) ・空港での指紋・虹彩(設問8)
3	性別や世代によって評価が分かれる	・自宅付近の監視カメラ(設問5) ・職場・学校での指紋・光彩(設問9)
4	差異がない	その他の設問

に共通する要素は特に見当たらないが、若い男性が、女性や他世代の男性より、個人情報の扱われ方に対してルーズな感覚を持っている可能性は考えられる。

グループ3だが、設問5については、30歳以上のグループで特に、安心と感ぜる人の割合が少ない。設問9については、30歳以上のグループで特に、不快と感ぜる人の割合が多い。これらの設問のみに共通する要素は特に見当たらないが、個人情報に対する感じ方が、世代によって違う可能性

は考えられる。

以上より、性別・世代の違いが、個人情報に対する意識の違いを生んでいる可能性が考えられる。特に若い女性の回答は、多くの設問で、男性や他世代の異性より否定的な傾向を示している。その理由は、彼女たちが、犯罪の標的、特にストーカーなどの性犯罪の標的になりやすい層であることに依ると考えられる。

### 3.1.3. まとめ

人々が個人情報の提供をプライバシーの侵害と感じるのは、単一の理由によるものではなく、複数の条件が組み合わさった場合のみである。これらの条件が満たされていないければ、人々は、情報提供による安全・安心の保障を、好意的に評価する傾向がある。

個人情報を提供した経験のある人は、経験がない人に比べて、それらが他者に利用されることを不快と感じない傾向にある。

学生と社会人を比べると、社会人のほうが、個人情報の提供についてより慎重であることがわかった。また、個人情報に対する感じ方は、性別・年齢によって変わる可能性があり、その傾向は、若い女性において特に顕著であった。

## 3. 2. 大問Ⅱの分析

大問Ⅱに含まれる 13 の設問に対する回答者を、経験の有無、学生・社会人別、性別・年齢別、の 3 通りの方法で分類し、回答の傾向に違いが出るか否かを分析した。

その結果が表 3.4 である。

### <経験の有無>

大問Ⅱでは大問Ⅰと大きく異なり、経験の有無による違いは見られなかった。これは、大問Ⅱで示された状況が、主に個人情報を提供する見返りのない、情報提供・流出による不利益だけを一方的にこうむるものであるからだと推測される。

### <学生・社会人別>

表 3.4 のような結果となった理由は 2 つ考えられる。第一には、大問Ⅰと同様、社会人の方が学生よりもセールスの対象となりやすく、業者等による迷惑な広告が増えるため、自分の個人情報の扱い方が慎重になるためと考えられる。第二に、社会人のほうが学生より、自分の個人情報に関する責任感が強いことが考えられる。実際に、大問Ⅱにおいて、社会人の方が不快であると解答している割合が大きい質問は、13 問中 11 問あった。

表 3.4 男女年齢別、学生・社会人別で特徴のあった項目

若い女性が不快感の高い項目	
No.5	自分を含むテストの成績上位者の公表
No.6	合格発表などで、外部への自分の名前の開示
若い女性と 30 以上の男女で不快感の高い項目	
No.4	知人が知人（第三者）に自分の電話番号・メールアドレスを教える
No.11	自分の Web サイト（ホームページ、ブログ、mixi etc）に無断でリンクを張られる
No.13	無断で小説コミック等のモデルにされる
30 以上の男女だけで不快感の高い項目	
No.10	マスメディアによる、普段通る公園や大通りの歩行者の、無許可での撮影・報道
社会人だけ不快感の高い項目	
No.4	知人が知人（第三者）に自分の電話番号・メールアドレスを教える
No.7	Web サイト上に自分が過去に話したことを、許可なく載せられる
No.10	マスメディアによる、普段通る公園や大通りの歩行者の、無許可での撮影・報道

### <性別・年齢別>

表 3.4 に挙がっているいずれの質問項目においても、男性に比べて女性の方がより不快感を覚えている。女性の方が男性よりもプライバシー侵害や犯罪の危険性を身近に感じているため、自分の個人情報の漏洩に敏感なのではないかと考えられる。これは設問Ⅱの質問 13 問のうち 12 問において、女性の方が不快と感じていることから確認できる。

世代間においては、年配の人々が若い人々より、プライバシー侵害に対してより強い不快感を抱いている。これに関しては、先ほどの「学生と社会人」の間の相違と同様の理由が考えられる。年配の人が若者よりも不快と感じなかった設問が 2 つ（設問Ⅱ-5 番、6 番）あるが、その理由は、これらはいずれも学校の成績の張り出しや合格発表者名の公表といった、年配の人々にはほとんど無関係の質問項目であったためであると考えられる。

一般に、若い男性はプライバシーの侵害に対するリスク認知が低く、他者に個人情報を利用されることに不快感を抱きにくいのに対し、女性や、社会的責任の大きい社会人や年配の方々にはプライバシー侵害リスクに敏感であるということがわかった。

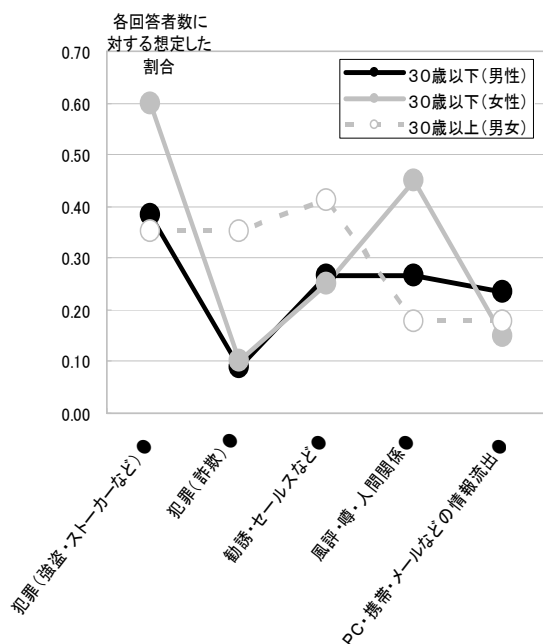


図 3.4 各年代における具体的な被害想定

表 3.5 性別・年齢による被害想定の違い

30歳以下(男性)で見られた傾向	
	PC・携帯・メールなどの情報流出を想定している割合が高い ①を除くカテゴリーでは想定している割合が30歳以下(女性)、30歳以上(男女)の間か同等である
30歳以下(女性)で見られた傾向	
	強盗・不法侵入・ストーカーなどの犯罪について想定している割合が高い 風評・噂・人間関係について想定している割合が高い
30歳以上(男女)で見られた傾向	
	詐欺などの犯罪を想定している割合が高い 勧誘のセールス、電話、メールなどを想定している割合が高い 風評・噂・人間関係について想定している割合が低い

### 3.3. プライバシー侵害における実害の想定

この節では、プライバシーの侵害における実害を想定し、その具体例を挙げた回答者について、様々なカテゴリーに分けてその傾向を見る。

性別および年代については30歳以下(男性)、30歳以下(女性)30歳以上(男女)の3つである。全体では239人中72人、30歳以下(男性)では86人中34人、30歳以下(女性)では66人中22人、30歳以上(男女)では66人中17人が具体的な被害を想定していた。

具体的な被害の想定の内容についてそれぞれ、犯罪(強盗・ストーカーなど)、犯罪(詐欺など)、

勧誘・セールスなど、風評・噂・人間関係、PC・携帯・メールなどの情報流出という5つのカテゴリーに分けた。その分類と各回答者に対する割合を表したものが図3.4である。複数の被害を挙げた回答者は、該当する全ての項目に含めた。

また、表3.5において、性別・年齢別に分けたそれぞれのカテゴリーを比較した。

## 4. 結論

本研究では、人々が個人情報の提供・流出をどのように感じているか、その実態を調査・分析したが、結果として以下のことがわかった。

第一に、監視カメラについてだが、人々は、カメラの管理主体が誰であるかによって、異なった態度を示す。このことは特に、ルール・法を軽視する傾向のある人々に顕著であった。このことは、誰もがカメラによる監視をプライバシーの侵害と感じているわけではなく、監視によって不利益をこうむる人のみが、それをプライバシーの侵害と感じている可能性を示唆している。

また、監視カメラの設置に否定的な見方をする論者の間には、警察などの国家権力が個人情報を欲しいままに利用し、イギリスの小説『1984』[10]のような管理社会を築くことを危惧する声もあるが、今回の調査結果によれば、一般の人々が国家権力に対してそのような強い警戒心を抱いている事実は認められなかった。ゆえに、上記のような反対派の主張は、人々の声を代弁したのではなく、国家権力の隠れた意図に関する具体的な証拠をつかんだ上での啓蒙活動か、あるいは個人的な印象を述べているだけかのどちらかであろう。

第二に、プライバシー全般についてだが、少なくとも安全・安心のために行う個人情報提供に関しては、人々は情報を提供すること自体に不快感を覚えるのではなく、いくつかの条件が満たされてはじめて、それをプライバシーの侵害と感ずるのだということがわかった。また、これらの条件が満たされない限りにおいて、人々は、情報提供による安全・安心の保障を、好意的に評価する傾向にある。

このことは、冒頭に紹介した「自己情報コントロール権」というプライバシーの定義が、広く一般に認められたものではないことを示している。

第三に、人々は、未経験の事象に対しては不快感を抱きやすいが、経験のある事象に対しては、好意的になりやすい。もっとも、この事実は、新しい種類のルール・法を作成する際に、人々の慣れを期待して楽観的な議論を行ってよい、ということ必ずしも意味しない。逆にいえば、このことは、一度制定してしまったルール・法を民主主

義的な手続きで改正することの難しさを示唆しているわけであるから、人々に開示を求める個人情報の範囲を拡大する際には、やはり慎重な議論を積み重ねるべきであろう。

第四に、何をプライバシーの侵害を感じるかについては、性別、年齢、社会的な立場といった要素が、少なからぬ違いを生じさせている。特に若い女性において、その傾向は顕著であった。彼女たちが、不法侵入・ストーカーといった危険度の高い犯罪の標的になりやすい以上、個人情報の提供に対して慎重になるのは、納得のいく結果である。

### 参考文献

- [1] プライバシーの権利―「宴のあと」事件、内野正幸、別冊ジュリストNo.179 (2005/12) 88～89
- [2] Nシステム訴訟の現状、櫻井光正、法学セミナーNo580 (2003/4) 62～63
- [3] 住基ネットと監視カメラ、清水雅彦、法学セミナーNo581 (2003/5) 8～9
- [4] 監視カメラ社会化をどう考えるべきか、石村耕治、法学セミナーNo580 (2003/4) 54～55
- [5] 東京地方裁判所 平成13年判決 判例時報1748号144項
- [6] 防犯カメラ設置・使用の法律問題―刑事法の視点から、亀井源太郎、東京都立大学法学会雑誌43-2 (2002) 111～150
- [7] 犯罪統計から見た新宿防犯カメラの有効性、前田雅英、ジュリストNo.1251 (2003/9) 154～162
- [8] 路上に自由を、小倉利丸 (編)、株式会社インパクト出版会 (2003)
- [9] 監視 (防犯) カメラに関する区民意識調査・実態調査、東京都杉並区、[http://www2.city.suginami.tokyo.jp/library/file/sg\\_cmrkg02\\_03.pdf](http://www2.city.suginami.tokyo.jp/library/file/sg_cmrkg02_03.pdf) (2003)
- [10] 1984年、ジョージ・オーウェル作・新庄哲夫訳、早川書房 (1972)